# ○高齢者交通安全対策推進要領の制定について

（平成15年２月27日
岩交通　第 14 号 警察本部長
岩生安　第 21 号）

各　　部　　長
首 席 監 察 官
各　所　属　長

みだしの要領を制定し、平成15年４月１日から施行するので、誤りのないようにされたい。

なお、「高齢者交通安全対策推進要領の制定について」（平成11年１月29日付け、岩交通発第13号、岩生安発第18号）は廃止する。

別添

## 高 齢 者 交 通 安 全 対 策 推 進 要 領

第１　参加・体験・実践型の交通安全教育

１　歩行者、自転車利用者及び電動車椅子に対する交通安全教育の推進

(1)　趣旨

高齢歩行者、自転車利用者等の被害に係る交通事故の多くは、被害者が車両の直前直後横断、安全不確認、一時不停止等の基本的なルールを怠っているものが多いことから、高齢歩行者等に対して実際の道路交通の場等において、体験による具体的な危険を認識させ、安全意識の高揚と安全行動の習慣化を図るものである。

(2)　実施事項

ア　道路横断体験

（交通安全教育班による歩行者横断システムを活用し、横断時間及び車両との距離・時間に対する認識等身体機能低下の自覚）

イ　歩行者、電動車椅子及び自転車の正しい乗り方等

ウ　夜光反射材等の効果体験

（夜光反射材や服装の色彩による視認性の相違、効果の認識等）

エ　ヒヤリ地図の作製

(3)　配意事項

ア　「交通安全教育指針」に従った交通安全教育に努めること。

イ　市町村、交通安全協会、交通安全母の会及び老人クラブ等関係機関・団体と協力し、事故実態、地域特性等を考慮の上、より効果的な場所、時間帯等を選定して行うこと。

ウ　高齢者の身体を考慮して、負担にならないような時間数、教育項目及び内容を設定すること。

エ　高齢者家族の理解と協力を得るため、家族の積極的な参加についても配慮すること。

２　高齢者の運転実技講習事業の推進

(1)　趣旨

高齢運転免許人口の増加に伴い、高齢者が第一当事者になる交通事故が年々増加しており、今後もこの傾向が続くことが懸念されることから、運転適性検査、実車を使用しての実技講習等を実施し、加齢に伴う心身機能の変化の自覚と不適正な運転操作の矯正等を行うものである。

(2)　自治体等関係機関・団体に対する支援

市町村をはじめ、関係機関・団体に対し、高齢者の交通事故分析資料を積極的に提供するとともに、高齢運転者に対する交通安全教育の必要性、有効性等を提言し、自主的活動を促進するための指導・支援を行うこと。また、市町村による「交通安

全対策費」予算の継続的な獲得を支援するとともに、管内自動車教習所と連携し、運転免許保有者を対象とする運転実技講習等の促進を図ること。

(3)　配意事項

ア　「交通安全教育指針」に従った交通安全教育に努めること。

イ　実施に当たっては、高齢者の負担とならないような時期、時間及び内容等について、市町村等の実施主体と実施場所である自動車教習所との十分な事前の打ち合わせを行い、効果的な講習の実施に努めること。

ウ　交通事故分析､交通事故事例及び交通安全情報等の積極的な提供に努めること。

エ　交通ＫＹＴ（危険予知訓練）による安全教育の実施に努めること。

第２　交通安全指導、啓発活動

１　「シルバー交通安全カード」､「高齢者交通安全指導報告書」の積極的な活用

(1)　趣旨

高齢者に対する交通安全教育を行う上で、大きな課題は、運転免許を保有せず、かつ､老人クラブに加入していない高齢者に対する教育である｡こうした高齢者は、交通安全教育を受ける機会がないか､また､極めて少ないのが実情であることから、交通安全教育の一環として、身近な場所における教育機会の提供と街頭活動における個別指導及び高齢者在宅家庭訪問指導により交通安全の意識付けを図るものである。

(2)　「シルバー交通安全カード」

ア　様式

別添様式１「シルバー交通安全カード」のとおり。

イ　配布者及び対象者等

(ｱ)　配布者

警察官をはじめ、地域交通安全活動推進委員、交通指導員、交通安全協会・交通安全母の会員及びその他高齢者と接する機会の多い者とする。

(ｲ)　配布対象

全ての高齢者

(ｳ)　配布方法等

a　通常の警察活動を通じての配布

b　交通安全教室、高齢者大学及び高齢者対象の各種会合等において配布

c　交通指導員及び交通安全母の会等による街頭指導及び高齢者在宅家庭訪問指導実施において配布

d　病院、市日等、高齢者が多く集まる場所及び施設等において配布

e　その他あらゆる機会を通じての配布

ウ　配布要領

a　配布時に住所、氏名、生年月日等を記載又は本人等に記載させること。

b　常時携帯し、機会あるごとに指導項目を確認の上、注意を喚起するよう指導すること。

c　配布時、高齢者及びその家族に対し、高齢者事故実態等の広報及び安全指導を併せて実施すること。

(3)　「高齢者交通安全指導報告書」

ア　様式

別添様式２「高齢者交通安全指導報告書」のとおり。

イ　交付対象

道路交通の場において、交通ルールに従わない行動又は交通安全上不適切な行動等をしている若しくはしようとしている高齢者

ウ　交付要領

(ｱ)　「高齢者安全指導報告書」の下票を交付するとともに、交通安全指導を行い、報告書に必要事項を記載して署長に提出すること。

なお、報告書は「注意報告書」として取り扱うこと。

(ｲ)　交付の際は、現場において具体的かつ簡潔明瞭に安全指導を行い、併せて交通事故実態や事故事例等についても指導を行うこと。

エ　配意事項

(ｱ)　高齢者に対する敬意と謙譲の態度を忘れず、言動に注意し、相手の立場に立って素直に受け入れられるように指導すること。

(ｲ)　危険性の高い高齢者に対しては、必要により継続指導とその家族に対する指導についても配意すること。

2　公民館長等を「シルバー交通安全アドバイザー」に委嘱しての啓発活動

(1)　趣旨

公民館、老人福祉センター等、多くの高齢者が利用する施設の長を「シルバー交通安全アドバイザー」に委嘱し、高齢者の施設利用時を活用し、交通安全についてのワンポイントアドバイス等を行い、高齢者の交通安全意識の高揚を図るものである。

(2)　委嘱の要領

関係市町村長と協議し、別添様式３「委嘱状」により行うこと。

(3)　関係資料の提供

アドバイザーに対し、適時、適切な管内の高齢者事故の実態及び交通事故防止関係資料等を積極的に提供するとともに、アドバイスの要領等についても指導・助言を行うこと。

3　「交通安全活動の日」における街頭指導の強化

(1)　交通安全活動の日

岩手県交通安全対策協議会が定める交通安全活動の日は、

ア　「岩手県交通安全の日」～毎月１日

イ　「岩手県自転車安全指導の日」～毎月８日

ウ　「岩手県シルバー交通安全指導の日」～毎月17日

であり、地域警察では、毎月７日及び17日を「高齢者家庭訪問の日」と定めている。

(2)　街頭指導の強化

各交通安全活動の日及び高齢者家庭訪問の日においては、街頭における指導取締り活動や高齢者家庭の訪問活動を強化し、高齢者のみならずその家族に対し、具体的な交通安全指導を行うこと。

なお、前記１の「シルバー交通安全カード」、「高齢者交通安全指導報告書」の積極的な活用を図ること。

様式１

## シルバー交通安全カード

省略

様式２

## 高齢者交通安全指導報告書

省略

様式３

# 委　嘱　状

殿

あなたを「シルバー交通安全アドバイザー」として委嘱します

年　月　日

〇〇市町村長
〇〇　〇〇　印

〇〇警察署長
〇〇　〇〇　印